

教育委員会臨時会議事日程

平成29年9月15日(金)午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

第58回 横浜市立中学校・義務教育学校 個別支援学級合同体育祭について
市立日野中央高等特別支援学校の横浜市総合防災訓練への参加について

3 請願等審査

受理番号 75 教育委員会会議の運営等に関する要望書

4 審議案件

教委第42号議案 学校運営協議会の設置について

教委第43号議案 学校運営協議会の委員の任命について

教委第44号議案 教職員の人事について

教委第45号議案 教職員の人事について

5 その他

平成 29 年 9 月 15 日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 9/8 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 9/13 本会議（第2日）一般質問

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/8 平成 29 年度 国土交通大臣賞(循環のみち下水道賞) 表彰式
- 9/11 横浜・コートジボワール・アビジャン自治区 交流共同声明署名式
- 9/13～ 心の教育ふれあいコンサート

(2) 報告事項

- 第 58 回 横浜市立中学校・義務教育学校 個別支援学級合同体育祭について
- 市立日野中央高等特別支援学校の横浜市総合防災訓練への参加について

3 その他

第 58 回 横浜市立中学校・義務教育学校 個別支援学級 合同体育祭

『全力突破 ~すべての力を出しきろう!!~』

パラリンピック銅メダリスト 芦田 創選手(陸上)

が来ます!!

今回、58回目を迎えるこの合同体育祭は、個別支援学級に在籍する生徒が主役となって活動できる貴重な機会の一つとして、特別支援教育において、重要な役割を果たしています。

今年は、この伝統ある合同体育祭に、「横浜こどもスポーツ基金」(事務局:(公財)横浜市体育協会内)のご支援で、リオデジャネイロパラリンピックで活躍された芦田 創(あしだ はじめ)さんをお招きし、激励のことばや模範演技披露など、楽しい交流の時間を設けることになりました。



〈トヨタ自動車㈱提供〉

芦田選手の専門種目は、走幅跳、三段跳ですが、リオデジャネイロでは、
4×100m リレーの銅メダル獲得に大きく貢献しました。(裏面 プロフィール参照)
どうぞ、この機会に、芦田選手の模範演技とともに、参加生徒たちの頑張る姿をご覧ください。

1 日時 平成 29 年 9 月 28 日 (木) 午前 9 時 30 分 開始

※ 雨天予備日 平成 29 年 9 月 29 日 (金)

※ 予備日に開催した場合は芦田選手の出場はありません。

2 会場 三ツ沢陸上競技場 (メイントラック)

3 内容 50m走、100m走、ボール投げ、幅跳び、持久走
400mリレー (詳細は別添プログラムのとおり)

※芦田選手の模範演技は 12 時ごろを予定しています。

※ 取材を希望される場合は、裏面お問合せ先までご連絡ください。

※ 本写真データの提供をご希望の場合は、お問合せ先までご連絡ください。

パラリンピアン 芦田 創(あしだ はじむ)さん プロフィール

平成5年12月8日兵庫県生まれ 大阪府出身
早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 右上肢機能障害があります。

記録等

専門種目：走幅跳(自己ベスト7m15・日本記録)
※世界ランキング2位(平成29年9月7日現在)
三段跳(自己ベスト13m79・日本記録)
※世界ランキング5位(平成29年9月7日現在)
平成28年 リオデジャネイロパラリンピック出場(走幅跳、4×100m銅)
平成29年 パラ日本選手権 走幅跳 1位
パラ世界陸上選手権 三段跳・4×100mともに銅

芦田さんは、現在、トヨタ自動車株式会社に所属しています。幼少期、右上肢にデスマイド腫瘍を患い、摘出手術や放射線治療の中で機能障害となりましたが、高校から陸上部に入り、実力をつけてきました。

昨年はリオデジャネイロパラリンピックに出場し、見事に4×100mリレーの第1走者として、銅メダル獲得に貢献しました。

横浜こどもスポーツ基金 (横浜こどもスポーツ基金ホームページから)

「横浜こどもスポーツ基金」は、障害のあるこども達等へ「スポーツ」を通じて、夢と希望を持って育ち、身近な地域でスポーツ活動に参加できる環境作りを行うことを目的に創設されました。

この目的を達成するため、横浜で開催されるさまざまなスポーツ活動をきっかけに、資金、寄付金の収集や関連イベントの開催、また各種団体が行う事業、イベント等への支援(寄付・助成等)活動を行い、障害者スポーツ等のより一層の推進を図ります。

この「横浜こどもスポーツ基金」は、「横浜トライアスロン」をきっかけに、ジョンソン株式会社からの寄付により誕生しました。



お問合せ先

(合同体育祭に関するお問合せ)

教育委員会事務局特別支援教育相談課長
(横浜こどもスポーツ基金に関するお問合せ)

公益財団法人横浜市体育協会スポーツ事業部長

仲程 剛 Tel 045-333-1454

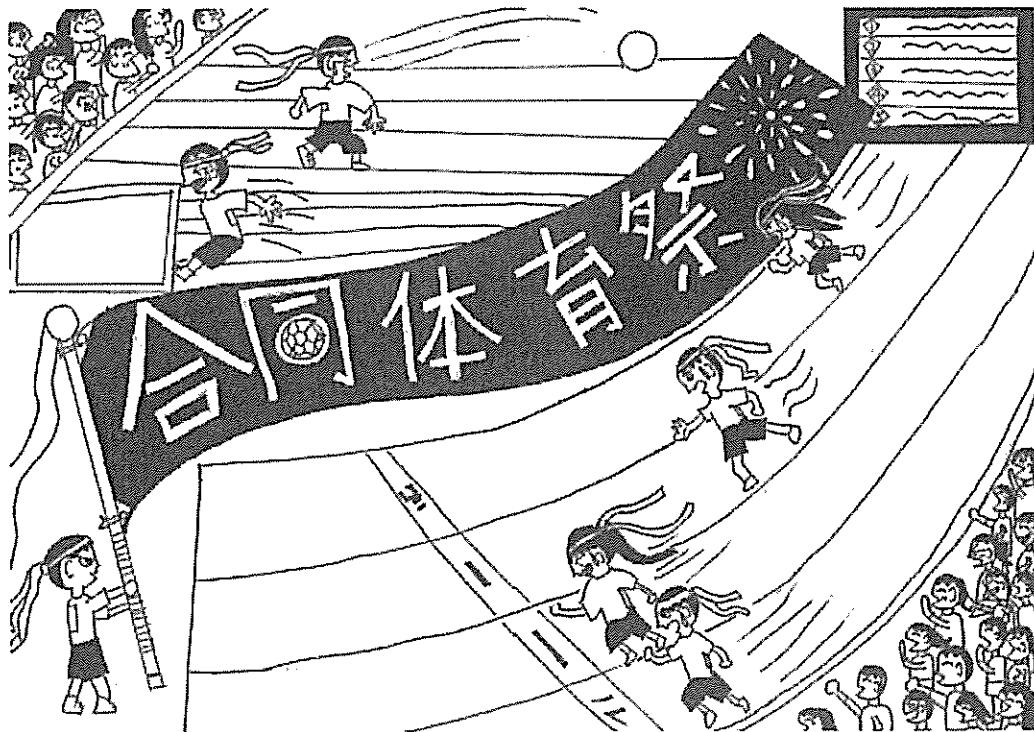
植木 克典 Tel 045-640-0049

第58回

横浜市立中学校・義務教育学校個別支援学級

合 同 体 育 祭

スローガン『 全力突破 ~すべての力を出しきろう！！～ 』 南が丘中学校



絵：日吉台中学校2年 富山 莞久郎

日時 平成29年9月28日(木) 午前9時30開始

雨天予備日

平成29年9月29日(金)

会場 三ツ沢陸上競技場

主催 横浜市教育委員会

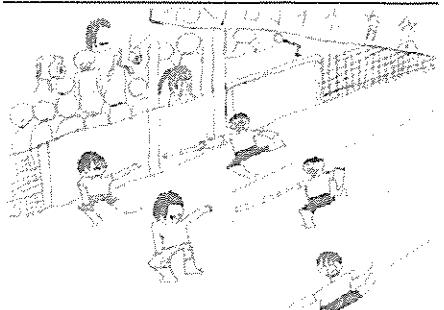
横浜市立中学校長会

主管 横浜市立中学校特別支援教育研究会

◇◇◇ プログラム ◇◇◇

◎開会式 9:30 ~9:45 (司会： 青葉区)

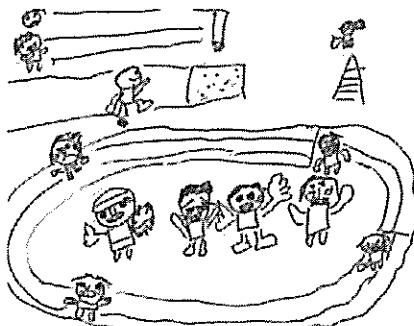
1. 開会のことば (緑区)
2. 研究会会長の先生の話
3. 教育委員会の先生の話
4. ちかいのことば (中区)
5. 準備体操～ラジオ体操第1～ (代表： 都筑区)
6. その他、諸注意



※ フィールド内の芝には絶対に入らず、コース内に整列してください。
※ 座席はプログラム裏を参照してください。

◎閉会式 14:30~14:45 (司会： 旭区)

1. 研究会副会長の先生の話
2. 表彰
3. 生徒代表のことば (南区)
4. 閉会のことば (泉区)



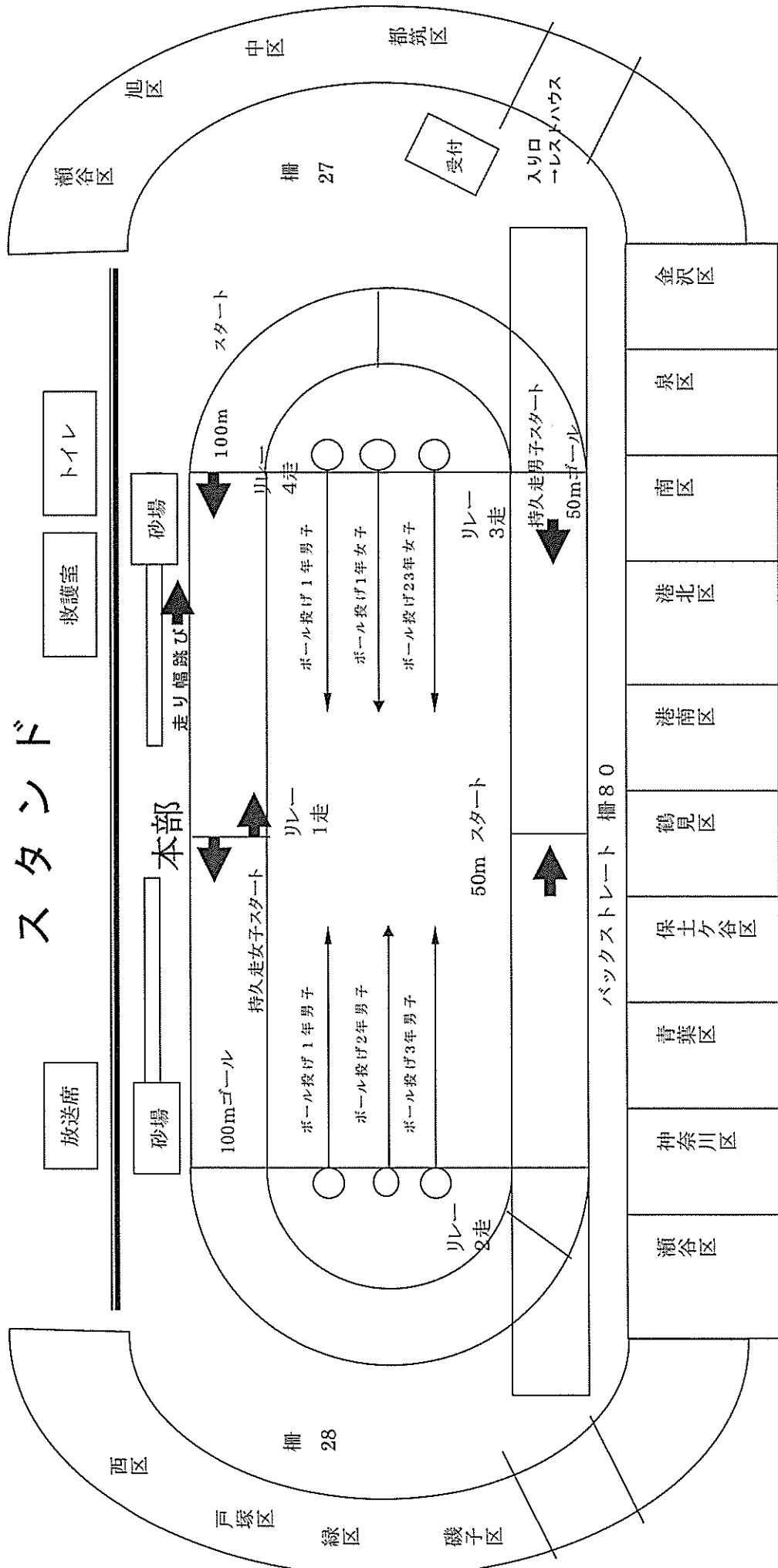
競技種目

NO	開始時刻	トラック競技		フィールド競技		
1	10:00	50m走 (バックストレート)	個人 個人	ポール投げ (サークル)	個人	
		100m走 (ホームストレート)		走り幅跳び (砂場)		
2	10:50	持久走	男子 女子			
3	12:20			昼 食		
4	13:10	リレー	女子 男子 混合			

※ 天候等によりプログラムを変更する場合があります。

※ 延期・中止の場合は、区幹事より各学校に連絡いたします。

二二二



※バックストレート応接席 サイド側応接席 棚8で1区 棚7で1区

二

※スクリーン側は1区だけ柵6になる

市立日野中央高等特別支援学校が 平成 29 年度横浜市総合防災訓練に参加しました

日野中央高等特別支援学校では、学校の総合防災訓練として、9月3日に実施された横浜市総合防災訓練に、全校生徒、全教職員が参加しました。

横浜市総合防災訓練（九都県市合同防災訓練横浜市会場）は、毎年、市民、町の防災組織、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と市民の防災意識の向上を図ることを目的として実践的な訓練が実施されています。

平成 29 年度のメイン会場は、日野中央公園（港南区日野中央 2-2）ですが、同校も訓練会場の一つになっています。当日の訓練場面では、学校教育目標として「社会貢献できる生徒の育成」を掲げている本校の目指す生徒の姿を見ることができました。生徒一人ひとりが、いざというときに自分にできること、回りの人たちといいかに助け合い、協力し合っていくべきなのかを身をもって感じ、体験できた 1 日となりました。

◆◆◆訓練参加概要◆◆◆

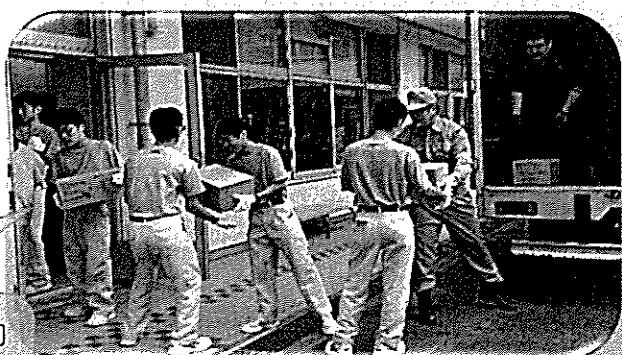
1 日 時 9月3日（日）

2 内 容

① 救援物資受入訓練

9:00～

同校 多目的室Ⅱ



本校舎内において、ロジスティクス課の生徒約 40 名が他県市から届く救援物資の受入、拠点校毎への仕分け訓練に従事しました。

② 避難訓練 9:40～

同校より日野中央公園へ

③ 実動訓練

- ・シェイカット訓練 初期消火訓練等
- ・体験型訓練（煙体験・消火器等）
- ・展示ブース見学



保健委員会生徒 24 名が、メイン会場内で初期消火訓練に参加しました。

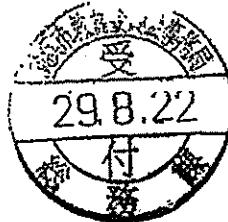


日時 9月3日（日）10時～12時
場所 日野中央公園（横浜市港南区日野中央 2-2）
申込みは不要です。どなたでも見学・参加していただけます。

問い合わせ先 横浜市危機管理室
045(671)2064

オフィスサービス課の生徒達がポスターを印刷
デザイン担当は今春の卒業生！

横浜市教育長 岡田優子さま



受理番号 75

2017年8月22日

横浜市教育委員会に関する要望書

①趣旨 教科書採択に関し、現場の意見や採用理由、議論の内容をきちんと見えるもの、ひらかれたものにしてください

理由

教科書選びの経緯や採択理由が不透明で現場の意見の一部を取り上げるのではなく、各学校、展示会のアンケート等も見える形にして採択に臨まなければ、現場の声も活かされず展示会の意見も活かされず、採択理由も分からぬ教科書で先生たちは授業することになるからです。

②趣旨 無記名投票はやめてください

理由

規定的に問題がないにしても、教科書を選ぶ権利を持つ選ばれた 6 名が無記名で投票することは明らかに無責任です。

現場の声を反映し、きちんとした理由で選ばれた教科書であればどんな意見が来てもきちんと返答できるはずで、反応がこわいということは、採択について自分が選んだ責任をとらない、とれないということに繋がります。

③趣旨 多忙な現場の先生が閲覧し意見が書けるよう各学校に教科書をまわして下さい

理由

岡田教育長、指導企画課職員は物理的に無理とあっさり切り捨てていますが、18区の図書館と四つの方面事務所分、教科書があるのであれば単純に22セットあります。これを今回のように二ヶ月にわたって展示するのであれば二ヶ月で各学校にまわすとして、二ヶ月が40日と計算し、×22セットですから1日で学校を巡回すれば880校近い学校に届けられます。つまり339校現在横浜市に小学校があるとするならば1日丸々学校に置いて、隣の学校に届ければいいだけです。18区の図書館に職員を常駐させるより効率もよく工夫次第で各学校にまわります。最善を尽くしてください。

④趣旨 請願書、陳情、要望書、どんなものも必ず1度速やかに次回（次回以降という曖昧なものでなく）の定例会にあげてください

理由

どんな要望書、請願書が出ているのか教育長と教育委員会にしか分かりません。またそれらに対して教育委員会がどのように考えているか捉えているかも全く見えてきません。沢山の職員、教師、子どもたちが関わる機関である横浜市教育委員会がともに連携を取り合い色々なことを解決、改善していくつもりであるならば、情報の共有、見える形にすることは欠かせません。

⑤趣旨 何事にも人数が多い、横浜市は規模が大きいという理由で終わらせないでください

理由

あまりにも安易に職員や定例会での発言にこの言葉が出てきますが、そのために方面事務所が有るのではないか?そして規模が大きくて運営出来ないのであればさらに小さくするなど、適正に運営、機能出来る委員会にしてください。

⑥趣旨 中学校昼食が15分という現状について、早急に対応してください

理由

各学校に任せている、校長によるという内容で済ますにはあまりにもすぎません。今、先生の多忙化、部活等の負担が色々と言われています。子どもたち、今日は時間がないからお握りでいいと言ったり、時間がないからもっと少なくして、という発言が当たり前のように聞かれているなか学校だけの責任で良いのでしょうか?

学校で出来ないことは横浜市教育委員会として責任をきちんと果たすべきです。

⑦趣旨 子どもたちに命令、挨拶の強要をするようなマナーキッズは中止してください

理由

西部方面事務所の管轄との説明ですが、教育委員会定例会で教育長と委員全員がこのプロジェクトを絶賛したことにより、横浜市教育委員会として認められたものであると思います。

しかし、体幹を鍛える、常に姿勢を良くしよう、心から挨拶しよう、頭を下げよう。これらは、普段から体幹の弱い子、良いとされる姿勢が苦痛な子、その日そのときの状況、体調、気分に関係なく常に式典のような挨拶を要求されることは極めて異常だと言わざるを得ません。

挨拶が出来ない様々な理由（家庭環境、友人関係、個々の発達他）を理解し、改善する視点に変えていくください。

見た目だけの挨拶で、心から挨拶しなさいと強制することでは、なにも解決しません。国際都市横浜、多文化、多様な横浜、グローバル教育、インクルーシブ教育を目指す上でも不要なものがあるので速やかに中止してください。

一部の教育委員が顧問をしているものを取り入れることにも疑問です。

⑧趣旨 横浜市教育委員会事務局職員は全員、他市や県の教育委員会で研修して下さい

理由 2、3年での異動が当たり前という横浜市教育委員会の職員。つまり一般社会であれば新人が常に常務を行っているということなのでしょうか。

実際、係長クラスの職員が、「私は4月から来たので知らない。分からぬ。」で済ませる発言が何度も聞かれそのような認識で、4年に1度の教科書採択に臨み、こどもたち、現場の先生たち、保護者の声も聞かず、活かせず、「これでもこんなに色々と進みました。」「規定ですから」でおわること、他の教育委員会の対応では見られないことが次々おこります。

岡田教育長が市議会で「10年未満の未熟な先生が多い」というのであれば、横浜市教育委員会職員も同様で、「組織だから仕方ない」と発言する部長、課長クラスの職員もそうでない職員も、より良い教育委員会として組織として研修する必要があると思います。

⑨趣旨 教育文化センターの早急な設置に最善を尽くしてください

理由 政令指定都市で教育文化センターがないのは横浜だけです。研修、ギャラリー、発表の場が備わった教育文化センターがないまま6年経っているのは異常です。6年では小学校生活が丸々終わってしまいます。どこかで研修、発表がなんとかできるからいいという問題では済まされません。

こどもたち、先生の負担のない場所での設置を早急にお願いいたします。

⑩趣旨 至急、学校司書の待遇改善につとめてください

理由 今年全校配置された学校司書。離職率が高く1年で辞めて行く人が多いのは、交通費が出ない、扶養がつかない、決まった時間数しか働けない、または決まった時間働かないといけないなどの労働条件に問題があると思います。

実際、月に2万5千円交通費がかかった学校司書もいて、全校配置から1ヶ月で20人学校司書を追加募集するほどであるならば、特に子どもに大きく直接影響する仕事でもあるので早急に待遇改善をしてください。

以上10項目を請願いたします。会議での陳述も希望します。

連絡先 〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢

教委第 42 号議案

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会について、次のとおり設置する。

平成 29 年 9 月 15 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成17年4月
横浜市教育委員会規則第15号)第3条の規定に基づき、常盤台小学校他6校
(5協議会)の学校運営協議会を設置したいので提案する。

1 対象校

7校（5協議会）

(1) 常盤台小学校

(2) 桂小学校

(3) 横浜深谷台小学校

(4) 西中学校・西前小学校ブロック

(5) 横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校

2 学校運営協議会の設置

平成29年10月1日

3 学校運営協議会設置申請書

別紙のとおり

4 参考資料

横浜市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則

横浜市立常盤台小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年8月28日現在）

学校名	横浜市立常盤台小学校
創立	昭和35年 4月15日
学校長	本間 明
所在地	横浜市保土ヶ谷区釜台町22-1
電話番号	045(331)4808
区域	西部 保土ヶ谷中学校ブロック（常盤台小、上星川小、星川小、坂本小）
最寄駅	上星川駅から徒歩12分
児童数	664名
学級数	23学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	13,265.05 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

《自ら輝く ときわの子》

～互いに学び合い、自分らしさを發揮する子の育成をめざします～

【知】認め合い、学び合いながら、自ら向上しようとする子を育てます

【徳】きちんとあいさつができ、感謝の気持ちをもてる子を育てます

【体】自らの健康を考え、積極的に体力づくりに取り組む子を育てます

【公】地域・社会の一員として、自信をもって行動できる子を育てます

【開】人とのコミュニケーションを大切にして、社会にかかわる子どもを育てます

2 学校運営協議会設置のねらい

【地域と共に未来へと歩むコミュニティ・スクールの創造】

本校は比較的古くから住む住民と、マンション建設等によって、他の地域から移り住む住民が混在する地域にある学校である。学校に寄せられる期待やご意見にも様々なものがあり、方向性がまちまちになっているという課題がある。そのため、学校、保護者、地域住民等の信頼・協力関係をさらに強いものにし、学校教育目標を共有して学校が目指す方向を明確にするため、現在の外部評価委員会を学校運営協議会へと移行させ、学校運営の改善を推進していく必要があると考えている。

そして、教育活動の特色としている近隣農家との関わりや、横浜国大生による学習支援などを、学校運営協議会の協力を受けることで、地域との連携をさらに深め充実させていかれると考える。

また、学校、保護者、地域住民等が一体となって、例えばおやじの会による校内クリーン作戦などの行事等を、家庭や地域での教育力を最大限にいかして実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにすることも必要と考えている。そのために、学校、保護者、地域住民が連携・協働することをねらいとした学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 4月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 4月	第1回設置準備委員会 (基本構想・委員構成等の検討・組織構成等の検討)
平成29年 5月	第2回設置準備委員会 (申請書の内容について検討)
平成29年 5月	学校説明会(保護者・地域への説明)
平成29年 6月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<9名>

地域住民(2名:連合町内会長)

保護者(2名:文化スポーツクラブ会長・PTA代表)

学校の運営に資する活動を行う者

(3名:安全パトロール・学校ボランティア代表・読み聞かせ代表)

学識経験者(1名:大学教授)

設置校の学校長(1名:校長)

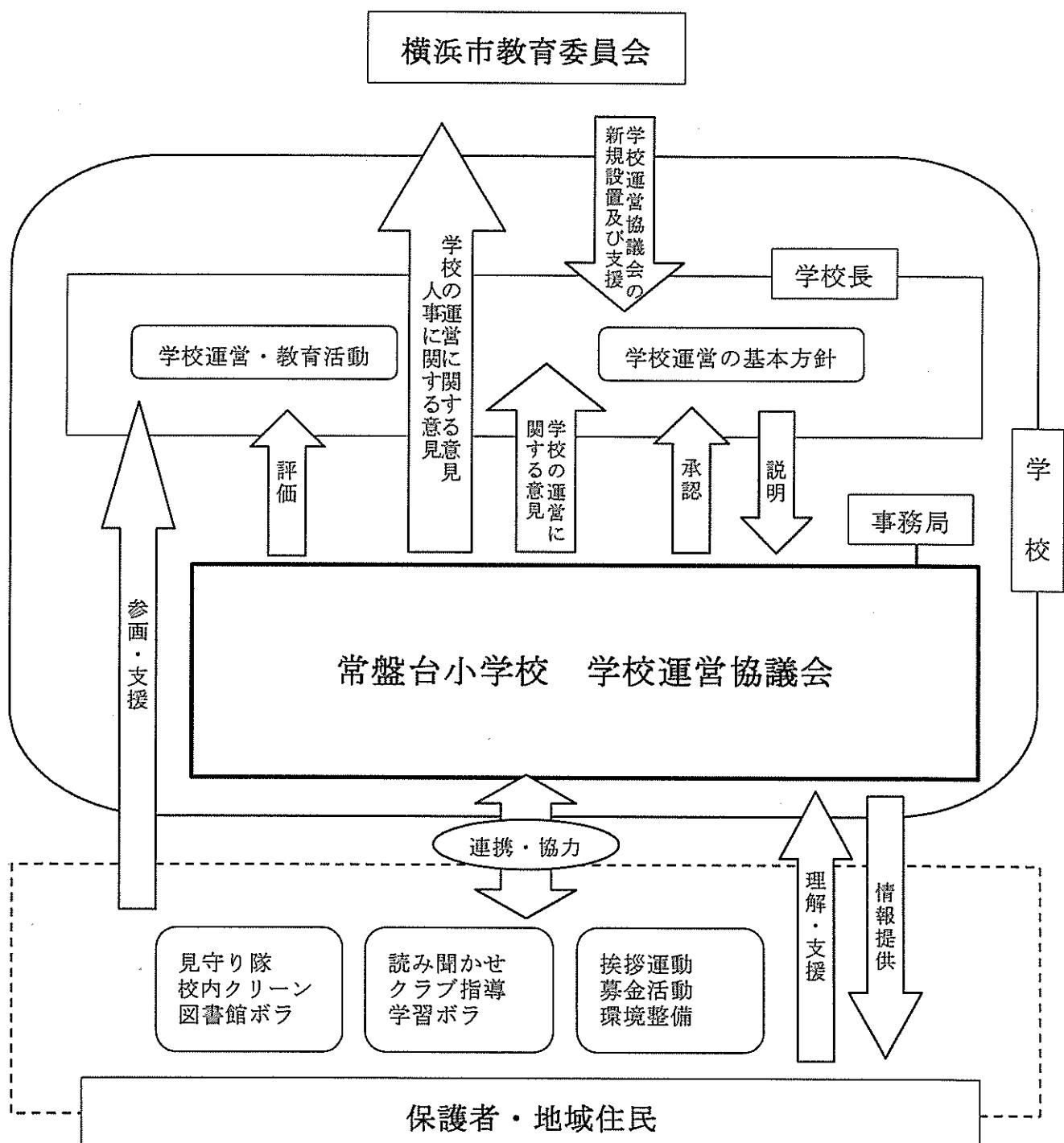
○専門委員会及び専門部会

学校運営協議会では委員全体で協議を行うこととし、学校運営協議会内に専門委員会は設けないこととする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



常盤台小学校学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、常盤台小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”的育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと常盤台」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成29年10月1日から施行する。

横浜市立桂小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年8月28日現在）

学校名	横浜市立桂小学校
創立	平成 8年 4月
学校長	本田 正道
所在地	横浜市青葉区桂台一丁目4番地
電話番号	045(961)7211
区域	北部 奈良中学校ブロック（奈良小、恩田小、桂小）
最寄駅	青葉台駅から徒歩15分
児童数	401名
学級数	15学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	11,000.16 m ²
備考	恩田小より分離独立

(2) 学校教育目標

《互いのよさを認め合い 生き生きと学び合う子》

- 【知】自ら学び、考え、解決していく子を育てます。
- 【徳】自分や相手を大切にする心豊かな子を育てます。
- 【体】豊かな心とたくましい体をもつ健康な子を育てます。
- 【公】まちとのふれあいを大切にして、まちを愛する子を育てます。
- 【開】社会の変化に柔軟に対応し、共に生きようとする子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

平成28年度、学校経営方針の「桂小の目指す学校創り」において、「地域の中の学校を創造する」を掲げた。本校は、創立20年を迎える、学校創りの基本は出来上がってきていると考える。

しかし、学区の地域は、造成された一戸建てが多く、町内会・自治会も毎年会長が替わるなどコミュニティが活性化しにくい状況にある。地域の中には、学校創立当時から学校教育活動に積極的に協力していただける方もいる一方、学校や町内会にはかかわりをもたない地域の特性もある。そうした中でも、PTAやおやじの会の活動などは広がりつつある。

また、昨年度、文科省コミュニティ・スクール導入促進事業の指定を受けたことを機に、近隣の大学や区役所との連携・協働を模索したところ、地域や家庭を学校とつなげる新たな視点も見えてきた。生じた可能性を実現に導くことは本校教育活動の充実をも意味している。

そこで、当事業の趣旨を引き継ぎ、本校で設置している「桂小教育懇話会」をさらに進めていくと同時に、学校を拠点とした地域コミュニティの活性化を図り、学校が地域や家庭と一緒にこれまでからの時代を生き抜く子どもたちを育成していくことをねらいとして、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成27年 2月	教育委員会担当指導主事に相談
平成28年 6月～	平成29年 2月 (学校運営協議会基本構想の検討) (地域、保護者啓発リーフレット検討) (市教委への設置申請素案検討)
平成29年 3月	(保護者・地域にリーフレット配布、説明)
平成29年 5月	(学校運営協議会委員候補者正式決定)
平成29年 7月	(教育委員会に申請書を提出)

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<12名>

地域住民（4名：連合町内会長・民生委員会長・はまっ子チーフパートナー・
コミュニティ・ハウス館長）
保護者（2名：PTA代表・おやじの会会长）
学校の運営に資する活動を行う者（1名：前教育懇話会会长）
学識経験者（4名：大学教授・学区中学校長・近隣小学校長）
設置校の学校長（1名：学校長）

○専門委員会及び（桂小学校地域支援本部）専門部会

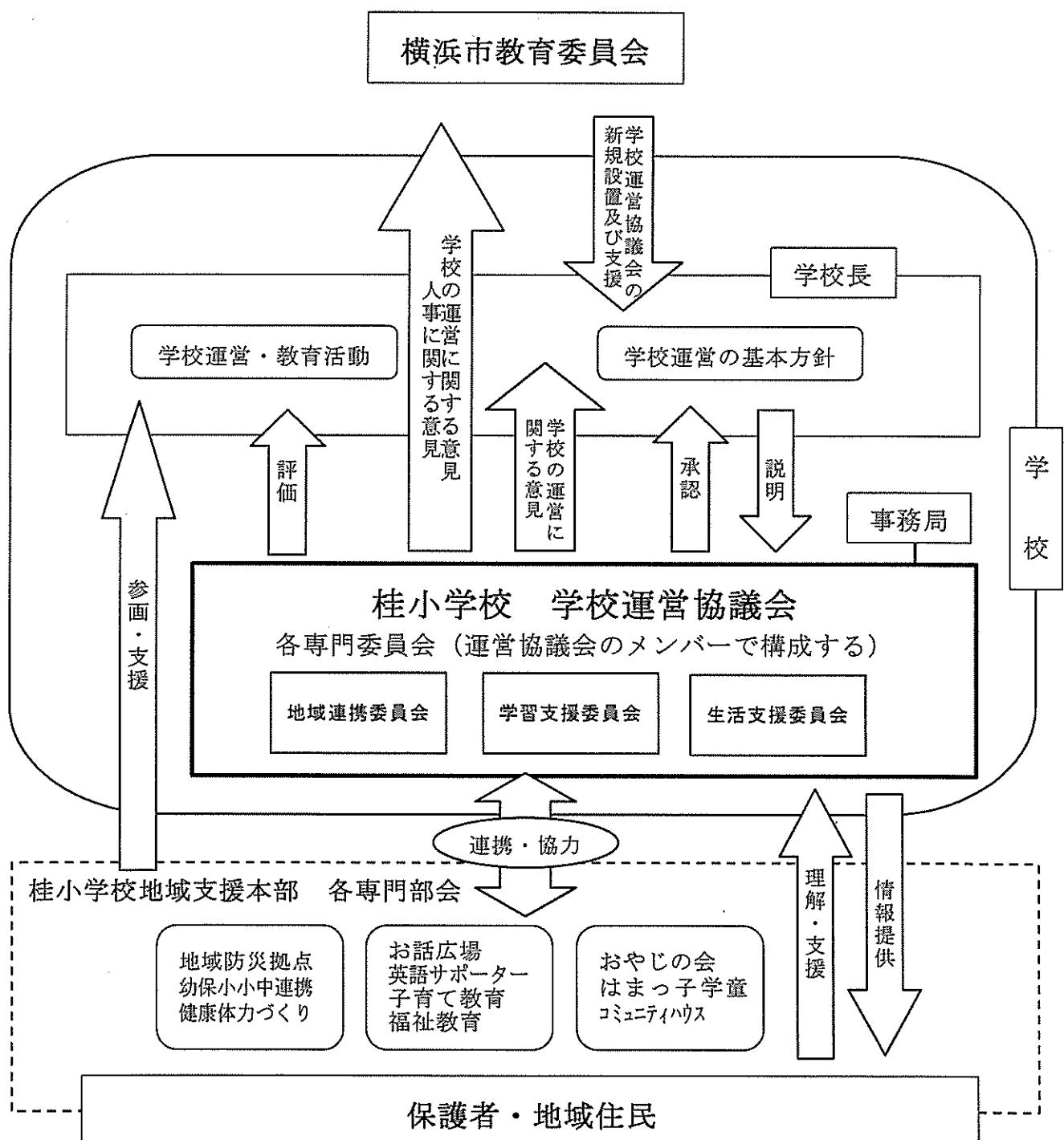
桂小学校教育活動の地域支援に直接に関わる学校地域支援本部の中に専門部会を設け、各部会に部長を置く。部長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していく事を目的とする。

また、各専門部と学校教育活動との取りまとめ・調整役として、学校地域専門部会コーディネーター（前教育懇話会会长）を1名置く。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



桂小学校学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、桂小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、地域住民、保護者等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと桂」を担う健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 9 校長は、会長と協議の上、事務局に会議の運営を指示することができる。

（附則）

この会則は、平成29年10月1日から施行する。

横浜市立横浜深谷台小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年8月28日現在）

学校名	横浜市立横浜深谷台小学校
創立	平成29年 4月 1日（旧深谷台小は昭和48年 9月創立）
学校長	齋藤 正子
所在地	横浜市戸塚区深谷町1312-1
電話番号	045(852)0463
区域	西部 深谷中学校ブロック（横浜深谷台小、深谷小）
最寄駅	戸塚駅からバス 俣野公園・薬科大前下車徒歩5分
児童数	408名
学級数	15学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	11,702.40 m ²
備考	平成29年に深谷台小と俣野小を統合

(2) 学校教育目標

《地域を愛し 地域を創る》

～ふれあい 学びあい 認めあう 横浜深谷台の子～

- 【知】主体的に課題を見つけ、解決に向けて意欲的に取り組んでいく子どもを育てます
- 【徳】互いのよさを認め、思いやり、自分も友だちも大切にする子どもを育てます
- 【体】健やかな心と体への関心を高め、自分や人の生命や身体を大切にする子を育てます
- 【公】地域の人や自然を大切にし、ともに創造し続ける子どもを育てます
- 【開】様々な人とのふれあいを通じて、自分らしさを發揮し、自分のよさを伸ばそうとする子どもを育てます

2 学校運営協議会設置のねらい

横浜深谷台小学校は、平成29年4月、俣野小学校・深谷台小学校が統合され新設された学校である。俣野小学校・深谷台小学校共に地域の学校として根付き、地域の方々の学校へ寄せる思いは強い。新設された横浜深谷台小学校が地域の新たな学校であると認識され、地域のコミュニティーとしての役割を果たすことが喫緊の課題である。

平成26年4月より、深谷台小学校において学校運営協議会を立ち上げ、学校の実情や、子ども育成のビジョン等を保護者、地域の方と共に共有することで多くのバックアップをいただくことができた。俣野小学校の良さとともに、これまでの深谷台小学校の積み重ねを活かした、横浜深谷台小学校の教育活動を保護者、地域の方々へ積極的に発信する。また、地域の行事等に参加し、地域の文化、人々の思いに触れることで相互理解が促進され信頼・協力関係が構築できる。目指す方向性を共有し、共に地域の中のコミュニティーとして歩むことが必要である。さらに、地域の方と共に歩む中で、家庭や地域の教育力を最大限に生かした教育活動を実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにしていくことも必要と考えている。

このように学校、保護者、地域が連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。

なお、委員の人選は、両校のバランスを考慮し、これまでの実績を活かしつつも新しい人材を登用することで、創造的、協働的な教育活動につながるように取り組んでいく。

3 設置申請までの経過

平成28年12月	2校合同での学校運営協議会について校長から委員に説明
平成29年 3月	2校合同での学校運営協議会について委員と検討
平成29年 4月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 4月～6月	第1回設置準備委員会（基本構想、委員構成等の検討）
平成29年 4月～6月	第2回設置準備委員会（組織構成等の検討）
平成29年 4月～6月	第3回設置準備委員会（申請書の内容について検討）
平成29年 6月	学校運営協議会（保護者、地域への説明）
平成29年 7月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<12名>

地域住民（5名：連合町内会副会長・旧深谷台小地域自治会長・旧俣野小地域
自治会長・民生児童委員・保護司）

保護者（1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者

（2名：学校・地域コーディネーター・前安振会理事長）

学識経験者（3名：大学教授・元横浜市教育センター所長・中学校長）

設置校の校長（1名：校長）

○専門委員会及び専門部会

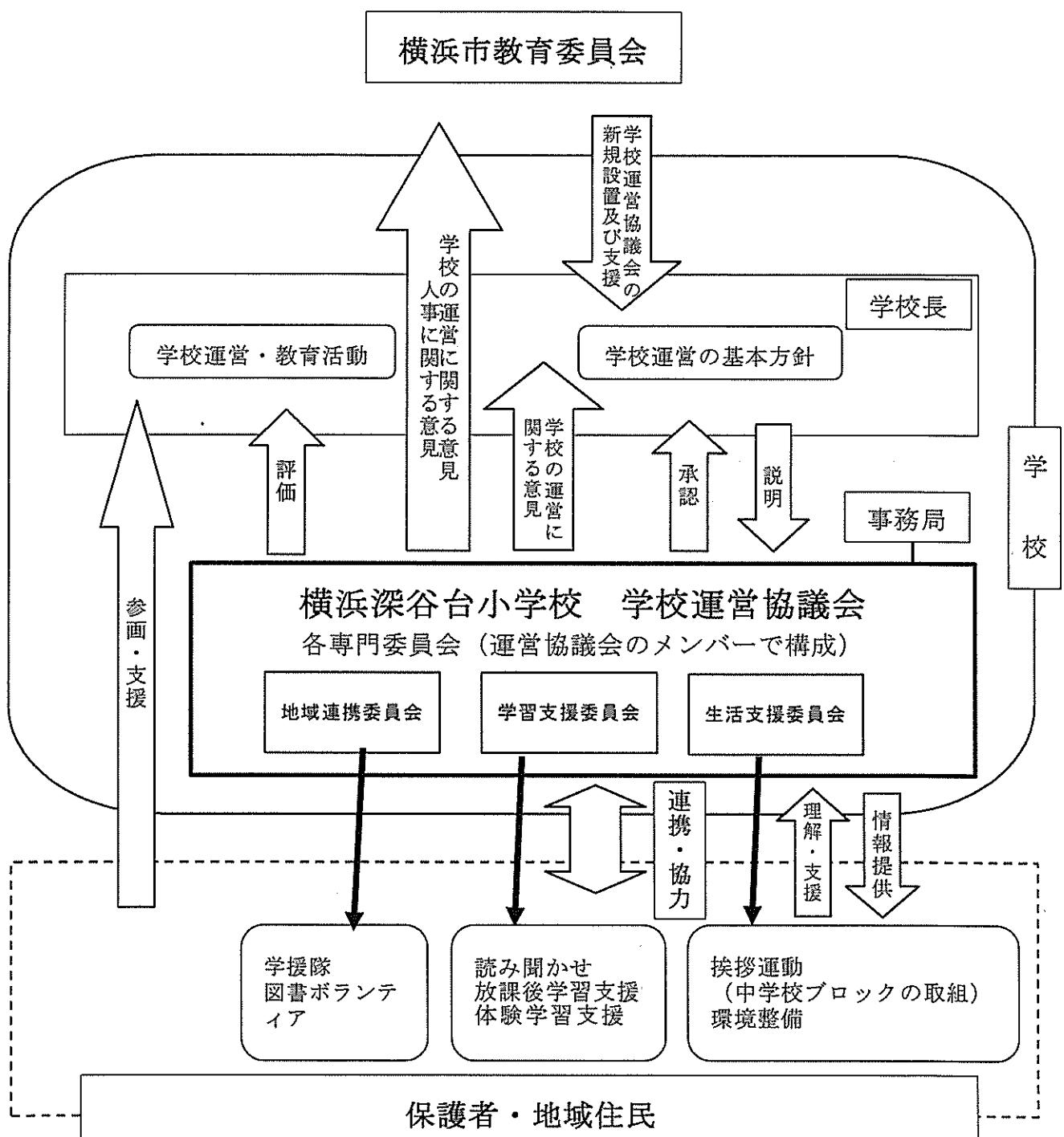
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に関年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



横浜深谷台小学校学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、横浜深谷台小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”的育成を目指す学校運営の実現や、未来の地域を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成29年10月1日から施行する。

横浜市立西中学校・西前小学校ブロックの学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年8月28日現在）

学校名	横浜市立西中学校	横浜市立西前小学校
創立	昭和22年 4月 1日	明治44年
学校長	林 直美	石川 隆一
所在地	横浜市西区西戸部町三丁目286	横浜市西区中央二丁目27番7号
電話番号	045(231)0153	045(323)1801
区域	東部 西中学校ブロック（西前小）	
最寄駅	戸部駅から徒歩10分	戸部駅から徒歩8分
児童・生徒数	208名	492名
学級数	9学級（個別支援2学級を含む）	19学級（個別支援2学級を含む）
敷地面積	7,045.00 m ²	10,043.59 m ²
備考		

(2) 学校教育目標

- | | |
|---------------|------------------------------------------------|
| ○進んで学ぶ子ども | 【知】新しい可能性を求め、自ら学ぶ姿勢を育みます。 |
| ○心豊かな子ども | 【徳】互いの人格を尊重し合い、豊かな心を育みます。 |
| ○命と体を大切にする子ども | 【体】自他の命を大切にするとともに、健康な体を育みます。 |
| ○社会に貢献する子ども | 【公】社会の一員として互いに支え合う態度を育みます。 |
| ○共に生きる子ども | 【開】様々な人たちとコミュニケーションを通して、社会への視野を広げ、共に生きる心を育みます。 |

2 学校運営協議会設置のねらい

西中学校と西前小学校は一小一中ブロックの関係にあり、通学区域が一致している併設型小・中学校（小中一貫型小・中学校）である。また、両校は、横浜の中心部に近い立地環境にありながら、古くからの商店街や寺社も共存する地域にある。祖父母の代までさかのぼり多くの卒業生が在住するという、地域と共に歩んできた学校である。

したがって、本ブロックに求められている小中一貫教育とは、この「まち」の子どもを9年間かけて「見守り」「教え」「育てる」ための取組であると考えられる。

本ブロックでは平成20年度から小中連携に取り組んでおり、共通の学校教育目標の下で9年間を見通した小中一貫教育を進めてきた。また、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）」を小中合同で開催し、両校あるいはブロックの教育活動に対して感想や意見をいただいているところである。

しかし、本ブロックに求められている小中一貫教育を効果的に推進するためには、ブロックにおける「9年間で育てる子ども像」や教育方針等をより明確にし、それを地域の方々と共有しながら共に実践するという、「チーム西中ブロック」の取組を一層推進していく必要がある。

具体的には、「ブロックにおけるカリキュラム・マネジメントの推進」と「地域との協働の推進」の二つの機能をもつ組織である学校運営協議会を設置し、議論をしたり具体的な教育活動につなげていったりする。それが、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現になり、両校の学校運営の改善や「まち」の子どもの健全育成につながるものと考える。

そこで、「チーム西中ブロック」として、学校・保護者・地域の連携・協働の一層の充実を図ることをねらいとして、現在の『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）』を再構築し、本ブロックに学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成28年12月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 2月	小中合同の「まち」と共に歩む学校づくり懇話会 (制度等を説明)
平成29年 3月	設立準備委員会 (組織構成、基本構想、委員構成、会則等の検討)
平成29年 6月	小中合同の「まち」と共に歩む学校づくり懇話会 (内容等を説明)
平成29年 7月	設立準備委員会(総括的検討および委員案作成)
平成29年 8月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<20名>

地域住民(9名:連合町内・自治会会长、町内会等会長、民生委員、保護司、

スポーツ推進委員、青少年指導員、子ども会代表、社会福祉協議会会长)

保護者(2名:2校各PTA会長)

学校運営に資する活動を行う者

(5名:学校・地域コーディネーター、学援隊代表、主任児童委員、
少年補導員)

学識経験者(2名:元・横浜市立中学校長 前・北部学校教育事務所長 現・
都筑図書館館長、幼稚園園長)

教育委員会が適切と認める者(2名:各校校長)で構成する。

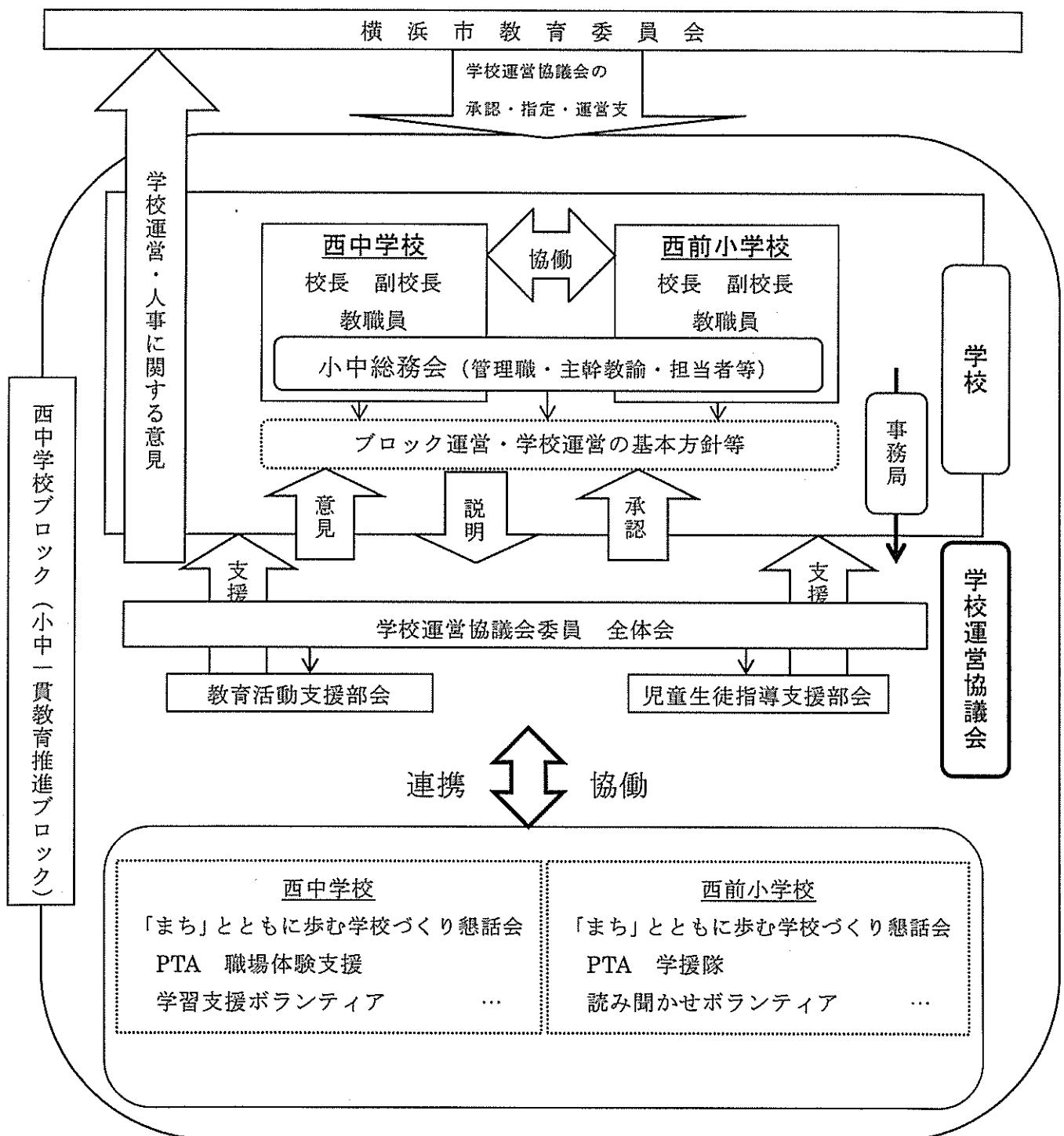
○専門委員会及び専門部会

下部組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



西中学校・西前小学校ブロック学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、西中学校・西前小学校ブロック学校運営協議会（以下、「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、小中一貫教育推進ブロック（以下、「ブロック」という。）及び学校運営への参画の推進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長（2名）及び書記（2名）を置く。

2 会長は、委員の中から2校の校長で協議の上、指名する。ただし、校長を指名することはできない。

3 副会長及び書記は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。

職務を行う順位は、順位はあらかじめ会長が定める。

6 書記は、学校運営協議会の会議の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、2校の校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。

3 会議の議事は、会長がつかさどる。

4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があるときは、2校の校長に報告または説明を求めることができる。

7 2校の校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会長は、必要がある場合は、2校の校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成29年10月1日から施行する。

横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年8月28日現在）

学校名	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校	附属中学校
創立	平成20年11月 1日	平成29年 4月 1日
学校長	栗原 峰夫	同左
所在地	横浜市鶴見区小野町6	同左
電話番号	045(511)3654	同左
区域	東部 潮田中学校ブロック（潮田小、下野谷小）	
最寄駅	鶴見小野駅から徒歩3分	同左
生徒数	711名	80名
学級数	18学級	2学級（第1学年のみ）
敷地面積	25,505.00 m ²	
備考		

(2) 学校教育目標

- 広い視野、高い視点、多面的な見方を身につけさせ、ものごとに対する柔軟な思考力・解析力を培い、論理的頭脳を養う。
- 旺盛な探究力、豊かな創造力、世界に通じるコミュニケーション能力、自立心を培うことによって、よりよく生きる智恵を養う。
- 社会における己の使命を自覚し、積極的に社会に貢献しようとする志を養う。
- 人格を陶冶し、有為な社会の形成者としての品格を養う。
- 幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな心身を養う。

2 学校運営協議会設置のねらい

高等学校において大学や研究機関等の研究者、地元企業の代表を含めた地域住民、さらに保護者等によって構成される学校運営協議会を設置することで、「先端科学技術の知識を活用して世界で幅広く活躍する人間」の育成をめざす本校の学校運営と教育活動への学校外からの積極的な支援を得ることができている。

また、大学や研究機関、企業との連携を進め、本校の特徴であるスーパーサイエンスハイスクール及びスーパーグローバルハイスクールとして、グローバルに活躍するサイエンティストの育成をめざし、具体的な提言と実行への積極的な協力を得ることもできている。

さらに、地域住民と保護者を本校学校運営協議会委員とし、学校と連携・協働することにより、本校の教育活動だけでなく、家庭や地域での教育力を最大限にいかした教育を実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにすることもできている。

この現協議会の功績を共有し、平成29年4月に開校した横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校との密接な連携を図るために、高等学校と附属中学校で一つの協議会を設置し、幅広い委員の評価により、中高一貫校としてのメリットを生かし、一体化した中高の「融合」を目指して学校運営や教育内容の改善・充実及び生徒の健全育成に取り組み、学校教育目標の実現をめざす。

3 設置申請までの経過

平成21年 4月	横浜サイエンスフロンティア高等学校開校
平成21年 6月	学校運営協議会指定を受ける。
平成21年11月	平成21年度第1回学校運営協議会開催
平成22年12月	平成22年度第1回学校運営協議会開催
平成23年 9月～	年に3回の学校運営協議会の開催 (申請書の内容について検討)
平成29年 4月	横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校開校
平成29年 7月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<10名>

地域住民 (2名:企業代表)

保護者 (2名:PTA理事)

学校の運営に資する活動を行う者

(2名:常任スーパードバイザー、特別科学技術顧問)

学識経験者 (2名:研究機関、大学)

設置校の学校長 (1名:学校長)

その他教育委員会が適当と認める者 (1名:附属中学校 校長代理)

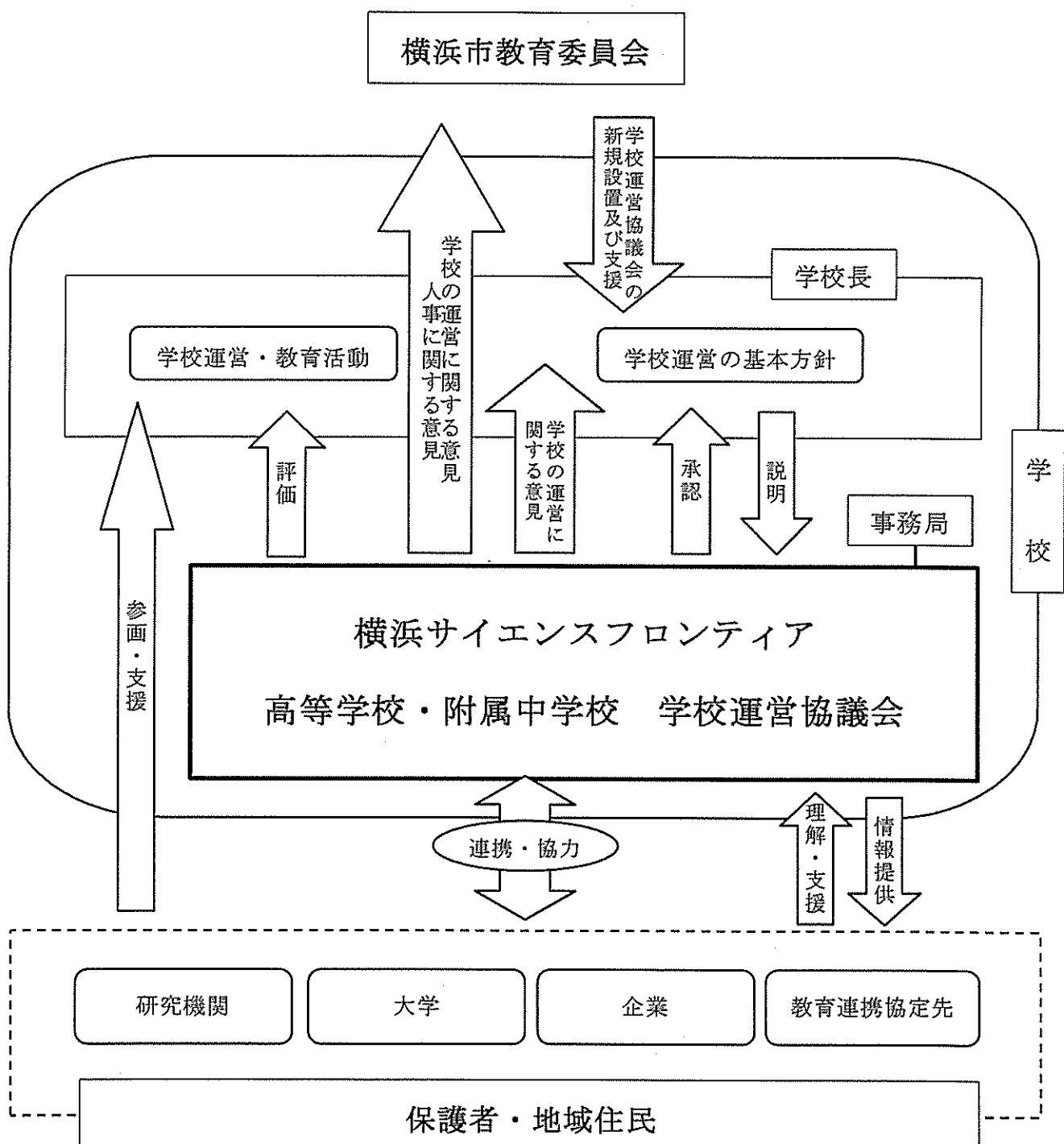
○専門委員会

必要な時には専門委員会を設け、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校 学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、学校運営への参画の促進や連携強化を進めることで、地域住民、保護者、常任スーパーアドバイザー、特別科学技術顧問、学識経験者等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に会長、副会長、及び書記を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。
- 6 書記は学校運営協議会の会議の記録を行い、会議録を調整する。
- 7 学校運営協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。
- 8 部会の委員は、あらかじめ校長と協議の上、会長が定める。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（評価及び広報）

第5条 学校運営協議会は、学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容も含め、保護者や地域の住民に対して積極的に情報を提供するものとする。

（附則）

この会則は、平成29年10月1日から施行する。